

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉諸費

事業名 産休等代替職員設置事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 保育支援係

電話番号：058-272-1111（内2635）

E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 6,530千円（前年度予算額：6,647千円）

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	6,647	0	0	0	0	0	0	0	6,647
要求額	6,530	0	0	0	0	0	0	0	6,530
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

- 昭和37年度に補助制度を開始して以来、半世紀近く補助を行っており、制度として定着している。
- 私立の児童福祉施設等においては、職員の産休、病休取得時の産休等代替職員の雇用経費の負担が大きく、産休等代替職員を雇用しない場合、職員の産休、病休の取得が制限され、また利用者の処遇の低下を招くおそれがあるため、補助を実施している。
- 代替職員（特に保育士）の確保が困難。

(2) 事業内容

私立の児童福祉施設等の直接処遇職員が産休、病休を取得した場合に、代替職員に要する経費の負担を行い、職員の母体の保護又は療養の保障を図りつつ、施設における児童等への適切な処遇を確保する。

①出産の場合

就業規則等の規定による産前産後の休暇等の期間（出産予定日の6週間前の日から産後8週間を経過する日までの期間）

② 傷病により 31 日以上の療養を必要とする場合

休暇等の取得後 30 日を経過した日を起算日として、60 日を経過する日までの期間を限度とした休暇等の期間

(3) 県負担・補助率の考え方

①、②とも、基準額 7,320 円／日、補助率 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	6,530	児童福祉施設等への補助金
合計	6,530	

決定額の考え方

4 参考事項

(3) 後年度の財政負担

- 私立の施設については、雇用負担の経費が大きく、児童福祉施設等の勤務条件や利用者の処遇確保のため、継続する。

(4) 事業主体及びその妥当性

- 県へ税源移譲されているため、県で実施する必要がある。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	産休等代替職員設置事業費
補助事業者（団体）	私立児童福祉施設等 (理由) 雇用に係る経費を直接負担しているため。
補助事業の概要	(目的) 職員の母体の保護または療養の保障を図るとともに、児童への適切な処遇を確保する。 (内容) 産休等代替職員の雇用経費を助成する。
補助率	定額・定率・その他（例：人件費相当額） (基準額 7,320 円／日、補助率 10/10) (理由) 平成 16 年度までの国庫事業の基準額を適用。平成 17 年度以降県へ税源移譲されているため上記のとおり補助率を設定する。
補助効果	私立の児童福祉施設においては、職員の産休・病休時の代替職員の雇用経費の負担が大きいため、代替職員を雇用しない場合、職員の産休・病休の取得が制限され、また児童の処遇の低下を招くおそれがある。よって、代替職員の雇用経費を助成することで、職員の産休・病休の取得を可能にする。
終期の設定	終期 令和 6 年度 (終期到来時の翌年度以降の事業方針：翌年度以降も継続)

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

産休等代替職員の産休・病休の取得によって、職員の母体の保護と療養の保障が得られるようにし、代替職員を雇い入れることにより新たな雇用を創出する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H16 年度末)	目標 (R3 年度末)	目標 (終期)
補助金交付件数（代替職員設置数）		40	40

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	5,054 千円	8,874 千円	5,565 千円	5,892 千円	(予算額) 6,647 千円	(要求額) 6,530 千円
指標①目標	40	40	40	40	40	40
指標①実績	20	25	20	16	(推計値) 21	(推計値) 23

指標①達成率	50.0%	62.5%	50.0%	40.0%	(推計値) 52.5%	(推計値) 57.5%
--------	-------	-------	-------	-------	----------------	----------------

(前年度の成果)

産休・病休を取得した保育士、調理員などの職員の母体の保護と療養の保障が得られ、併せて児童への適切な処遇を確保できた。また、代替職員を雇い入れることにより新たな雇用を創出した。

(今後の課題)

- 事業が直面する課題や改善が必要な事項

必要とする人材が不足しており、代替職員の確保が難しい。

(事業の評価)

- 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い、△：必要性が低い

(評価)	私立の施設職員の産休・病休の保障、児童に対する適切な処遇の確保のため、事業の必要性が高い。
------	---

- 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)	私立の施設職員の産休・病休の保障、児童に対する適切な処遇の確保につながっており、事業効果が現れている。
------	---

- 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている、△：向上の余地がある

(評価)	手続き上の書類の取扱いを見直すなど、事務の効率化に努めた。
------	-------------------------------

(事業の見直し検討)

統合できる類似の事業はない。事業の縮小、廃止を行った場合、雇用経費の負担が大きくなり、職員の産休・病休取得が困難になる施設がでてくる恐れがあると考えられる。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 私立施設の職員の産休・病休の保障、児童への適切な処遇の確保のため、引き続き、民間施設を支援する必要がある。